

告 示

埼玉県選管告示第二十六号

昭和三十七年埼玉県選管告示第十七号（選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額）の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

本則中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。）」に改め、第四号中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙から適用する。